

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 様

鳥取県生活環境部 暮らしの安心局

暮らしの安心推進課長

(公印省略)

テナントビル・マンション向け新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの策定
について (通知)

本県の衛生行政の推進について、日頃、格別の御協力をいただきありがとうございます。

このことについて、テナントビルやマンション等のビルでの感染対策徹底に向けて「テナントビル・マンションにおける事業継続のための新型コロナウイルス感染症拡大予防対策例」(ガイドライン)を策定しました。

ついては、貴会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

(担当) 暮らしの安心推進課 乾、門脇 / 0857-26-7211

記

ガイドラインに基づく感染予防対策の主なポイント

(1) 建物共用部での対策

- ・ エントランスホール、通路・廊下等、トイレ等に手指の消毒設備を設置し、利用者が手指消毒を行いやすい環境を整える。
- ・ 受付や警備員室、管理人室には、利用者と従業員の直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。
- ・ エントランスホール等の共用エリアは定期的に窓を開けるなど十分に換気を行う。

(2) ビル内での新型コロナウイルス感染疑い者・感染者の発生に備えた対策

- ・ ビル管理者は、予めテナント内で感染が発生した場合の連絡体制についてテナント事業者等関係者と確認するとともに、発生時はテナント側に必要な情報(感染者・感染疑い者の利用日時、利用場所、従業員の勤務状況等)の提供を要請する。また、テナント側も必要な情報の提供に協力する。

(3) マンション入居者の新型コロナウイルス感染疑い者・感染者の発生に備えた対策

- ・ 管理組合は、予め情報の取扱いや保健所の指導に基づくマンション内の衛生上の対応等について、感染者等が通報を躊躇することがないような状況にする等の方針を決め、その方針を管理組合内に周知する。

(4) 関係者の連携

- ・ ビル管理会社、テナント事業者、マンション管理組合や管理会社、清掃会社、警備会社など関係者において、感染者等発生時の対応についてあらかじめ共有するとともに、関係者が連携して感染防止策に取り組む。

～鳥取型「新しい生活様式」実践向け～

令和3年12月27日作成
鳥取県くらしの安心推進課

テナントビル・マンション における 事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

新型コロナウイルス感染を予防し、営業を継続するため、ビル管理における場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情等にあわせて実践してください。

※ この対策例は最新の情報に基づき適宜更新していきます。

新型コロナウイルス安心対策認証店制度

新型コロナ対策に自ら取り組む事業所を対象に、県が審査し認証を与える「新型コロナウイルス安心対策認証店制度」を設けています。

原則としてガイドラインの全ての項目を適用し、対策を明記した対策の手順書を策定の上、実際の運用を行うことが必要です。

認証には、県の職員等による立入検査で感染拡大予防対策が独自の手順書どおり実施されているか確認を受けることが必要で、感染予防対策が講じられていると認められた施設には、認証書及びステッカーを交付します。

新型コロナ対策で安全とおもてなしにつながる事業所へ、
認証取得を県がサポートします。未参加のお店は是非、参加しましょう。
詳しくは、県庁くらしの安心推進課までご相談ください。

認証店の情報は、**とっとりずむ** の特設サイトで紹介しています。



【くらしの安心推進課HP】



【認証店特設サイト:とっとりずむ】



LINEによるとっとり新型コロナ対策安心登録システム

このシステムにより発行されたQRコードを店舗に設置することで、店舗利用者がQRコードを読み込んだ店名、日時、LINEアカウントが県に登録されます。利用者が新型コロナウイルスに感染した可能性があるとして判断された場合、県からその情報をお知らせし、感染拡大防止に向けたお願いなどを案内します。

店舗へQRコードを掲示していただき、来店者に登録を促すようにお願いします。



問合わせ先
新型コロナ克服くらしの
安心相談・応援窓口

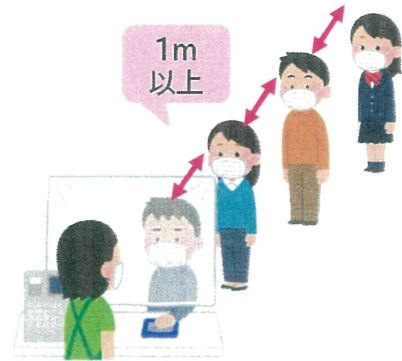
東部	県庁くらしの安心推進課	☎0857-26-7982
中部	中部総合事務所環境建築局	☎0858-23-3982
西部	西部ワンストップセンター	☎0859-31-9637

施設の感染防止対策 (例)

- 換気の徹底(CO₂は1,000ppm以下)
30分ごとに5分程度の換気



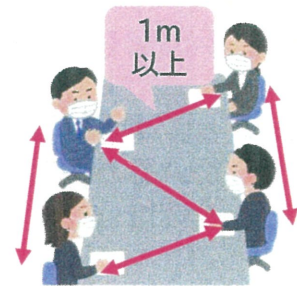
- 十分なフィジカルディスタンスの確保



- 手指消毒の徹底



- マスク着用の徹底



正しいマスクの着用



- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳にかける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う

正しい手洗いの方法



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

手の甲をのぼすようにこすります。

指先・爪の間を念入りにこすります。

指の間を洗います。

親指と手のひらをぬじり洗います。

手首も忘れずに洗います。

消毒液の種類と用途

主な用途

石けん・ハンドソープによる手洗い 手指

アルコール (60%以上95%以下) 手指
※県のガイドラインでは90%以下 物品

塩素系漂白剤等 (次亜塩素酸ナトリウム 0.05%以上) 物品

※ 以下を参考に、市販の塩素系漂白剤 (主成分が次亜塩素酸ナトリウムであるもの) を薄めてください。
 また、商品によって濃度が異なりますので、商品パッケージやメーカーのHPの説明をご確認ください。

- 1 ハイター、キッチンハイター (花王)
水 1 L に 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯)
- 2 フリーチ、キッチンフリーチ (ミツエイ)
水 1 L に 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※ 樹脂製の手袋をつけて取扱いましょう。皮膚についた場合、ただちに水で洗い流しましょう。

※ 腐食性があるので、金属へ使用した後は必ず水拭きしましょう。

テナントビル・マンションの場面ごとの感染拡大予防対策

1 利用者への周知

- 利用者に対する一般的な感染予防対策を記載した啓発物を各所に掲示しましょう。
 - ▶ 共用部分におけるマスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底、フィジカルディスタンスの確保、体調不良時の利用自粛の呼びかけといった内容を記載しましょう。
- 入館の際に厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨しましょう。
- 入館の際に「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の登録を推奨しましょう。

2 施設の管理

（1）建物共用部での対策

○共用部共通

- エントランスホール、通路・廊下等、トイレ、エレベーターホール等に手指の消毒設備を設置し、利用者が手指消毒を行いやすい環境を整えましょう。
- 受付や警備員室、管理人室には、利用者と従業員の直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置しましょう。
 - ▶ 飛沫感染を防止することが重要です。アクリル板等での遮蔽ができない場合は、利用者と従業員がともにマスクを着用して咳エチケットを実践し、フィジカルディスタンスを確保して飛沫対策を行いましょう。
- エントランスホール等の共用エリアは定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
 - ▶ 窓がない場合は換気扇、扇風機なども活用して空気の流れを作って吸込口（入口）と吹出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。
 - ① 窓を開けても風が入りにくい場合の工夫
空気が入ってくる窓を小さく、空気を外へ出す窓を大きく開けて空気の流れを作りましょう。
 - ② 窓がない場合の工夫
換気口も無い場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の外に空気を出す流れを作りましょう。また、換気口がある場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の中に空気を送り込む流れを作りましょう。
 - ▶ 通路や階段等の外気が入りにくい場所は、常時換気しましょう。
 - ▶ 空調に外気導入する機能がある場合は、外気導入に設定しましょう。
 - ▶ 換気能力が落ちないように、換気扇や空調のフィルタを定期的にクリーニングしましょう。
- エントランスのドアノブ、呼出しボタン、エントランスホールの家具、エレベーターのスイッチ、廊下や階段の手すり、自動販売機のボタンや取り出し口、トイレ等の不特定多数の利用者が共用する部分は、利用頻度に応じて拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- 共用部の清掃は、ドアや窓を開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- 清掃やゴミ出しを行う場合は、マスクや手袋を着用しましょう。

○エレベーター

- エレベーター内が過密状態にならないよう、複数グループが同乗しないようにするなど乗車人数を制限し、エレベーター内では会話を控えるよう掲示しましょう。
 - ▶ エレベーターの重量センサーの調整で利用人数を減らすことができる機種もあります。

○エントランスホール、待合スペース、休憩スペース、集会室

- テーブル、椅子などを設置する場合は、フィジカルディスタンス（座席の間隔を1 m以上）を確保できる配置としましょう。
なお、フィジカルディスタンスを確保できない場合はアクリル板等を活用した遮蔽を行いましょう。

- ・利用者に大声での会話や飲食を控えるよう掲示しましょう。飲食を可能とする場合は、エリアを限定し、飲食中も会話の際はマスクを着用するよう掲示しましょう。
- ・集会室内においても、マスク着用や手指消毒を徹底するとともに、利用中の定期的な換気を行いましょう。

○トイレ

- ・洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう呼びかけましょう。
- ・共用洗面所のハンドドライヤーの使用は控えて、ペーパータオルを用意しましょう。

○喫煙室

- ・喫煙室は使用時以外も常時換気し、吸い殻交換とテーブル清拭を頻繁に行いましょう。また、広さに応じて同時に利用可能な人数を掲示しましょう。

○その他

- ・関係者だけが利用する事務室、休憩室、管理人室、機械室等においても、適切な感染予防対策を実行しましょう。
 - ▶マスクの着用、フィジカルディスタンスの確保(特に飲食を行う際)、換気の確保、共用物の定期的な消毒、入退室の際の手洗いや手指消毒の徹底といった対策を行いましょう。

(2) 各テナントでの対策

- ・テナント事業者は、各業種のガイドラインに基づき、テナント内の感染予防対策を行いましょう。
- ・来店時に厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨しましょう。
- ・「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」に店舗情報を登録するとともに、来店者に対して登録を呼びかけましょう。

3 感染疑い者・感染者発生時の対応

(1) ビル共用部で新型コロナウイルス感染疑い者・感染者が発生した場合

- ・利用者から体調不良の申し出があった場合は、同意を得た上で、お客様のかかりつけ医（かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は受診相談センター、陽性者との接触歴や接触した可能性がある場合は各地区の保健所（接触者等相談センター））へ速やかに連絡し、その指示に従いましょう。

▶受診相談センター

受付時間	区分	連絡先		
9:00～17:15 ※土日祝日含む ※年末年始(12月29日～1月3日)を除く	電話	0120-567-492		
	FAX	0857-50-1033		
上記以外の時間	地区	東部	中部	西部
	電話	0857-22-8111	0858-23-3135	0859-31-0029

▶接触者等相談センター（時間外は受診相談センターに連絡）

地区	電話 (8:30～17:15)	ファクシミリ (平日8:30～17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625	0857-20-3962
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

- ・関係者全員のマスク及び咳エチケットの周知・徹底を図りましょう。
- ・感染疑い者を速やかに別室（個室など他人との接触が少ない場所）に隔離しましょう。
- ・感染疑い者のマスク着用を確認し、マスクを持っていない場合に備えて、提供できるマスクを用意しましょう。
- ・感染疑い者のビル内での行動履歴及び移動経路履歴（出入口、トイレ、エレベーター、訪問したテナントなど）の把握に努めましょう。
- ・関係者の濃厚接触者が判明した場合は、就業は禁止しましょう。
 - ▶体調不良の方が申し出られるよう、休暇を取りやすい環境・体制を作りましょう。
- ・ビル管理者は、ビル内のテナントに対して、ビル内で感染者等が発生した事実と感染拡大防止のために必要な措置が完了した旨周知しましょう。なお、周知に当たっては、テナント名、個人名など風評被害につながる情報開示に十分留意し、基本的に感染発生等の事実と必要な清掃・消毒を完了し安心してビルを利用できる状況であることを案内しましょう。

（2）ビルのテナント内で新型コロナウイルス感染疑い者・感染者が発生した場合

- ・テナント事業者は、自らのテナント内の清掃・消毒等を行いましょ。
- ・ビル管理者等は、感染疑い者・感染者の行動履歴に基づき、ビル内共用部（手すり、ドアノブ、エレベーターのボタン、エントランスホールの家具等）の清掃・消毒を行いましょ。
- ・ビル管理者は、予めテナント内で感染が発生した場合の連絡体制についてテナント事業者等関係者と確認するとともに、発生時はテナント側に必要な情報（感染者・感染疑い者の利用日時、利用場所、従業員の勤務状況等）の提供を要請しましょ。また、テナント側も必要な情報の提供に協力しましょ。
- ・ビル管理者は、他のテナントに対して、ビル内で感染者等が発生した事実と感染拡大防止のために必要な措置が完了した旨周知しましょ。なお、周知に当たっては、テナント名、個人名など風評被害につながる情報開示に十分留意し、基本的に感染発生等の事実と必要な清掃・消毒を完了し安心してビルを利用できる状況であることを案内しましょ。

（3）マンション入居者で新型コロナウイルス感染疑い者・感染者が発生した場合

- ・マンション管理会社は、保健所等からマンション入居者における感染疑い者・感染者の発生に関する連絡を受けた場合は、保健所の指示に基づき、必要に応じて管理組合とも協議の上、マンション内の清掃・消毒を行いましょ。なお、管理組合に協議する場合は、感染疑い者・感染者及びその家族の意向も尊重し、プライバシー及び個人情報保護の観点から慎重な対応を行いましょ。
- ・管理組合は、予め情報の取扱いや保健所の指導に基づくマンション内の衛生上の対応等について、感染者等が通報を躊躇することがないような状況にする等の方針を決め、その方針を管理組合内に周知しましょ。

4 関係者の連携

- ・ビル管理会社、テナント事業者、マンション管理組合や管理会社、清掃会社、警備会社など関係者において、感染疑い者・感染者発生時の対応についてあらかじめ共有するとともに、関係者が連携して感染防止策に取り組みましょ。また、それぞれの役割分担を明確にしておきましょ。
- ・新型コロナウイルス感染者の発生に備えて、関係者の緊急連絡先を確認しておきましょ。